

日本福祉大学キャンパス別授業時間帯及び休講基準を定める規程

（趣旨）

第1条 日本福祉大学におけるキャンパスごとの授業時間帯及び休講基準については、この規程の定めるところによる。

（授業時間帯）

第2条 キャンパスごとの授業時間帯を次のように定める。

＜美浜キャンパス＞

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
9：30 ～ 11：00	11：10 ～ 12：40	13：30 ～ 15：00	15：10 ～ 16：40	16：50 ～ 18：20	18：30 ～ 20：00

＜半田キャンパス＞

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
9：30 ～ 11：00	11：10 ～ 12：40	13：30 ～ 15：00	15：10 ～ 16：40	16：50 ～ 18：20

＜東海キャンパス＞

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限	7時限
9：30 ～ 11：00	11：10 ～ 12：40	12：50 ～ 14：20	14：30 ～ 16：00	16：10 ～ 17：40	17：50 ～ 19：20	19：30 ～ 21：00

＜名古屋キャンパス＞

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限	7時限
9：20 ～ 10：50	11：00 ～ 12：30	13：25 ～ 14：55	15：05 ～ 16：35	16：45 ～ 18：15	18：25 ～ 19：55	20：05 ～ 21：35

2 前項の規定にかかわらず、美浜キャンパス、半田キャンパス及び東海キャンパスにおける集中講義の時間帯は、次のように定める。

<集中講義（美浜・半田・東海キャンパス）>

1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限	6 時限
9 : 30	11 : 10	13 : 30	15 : 10	16 : 50	18 : 30
～	～	～	～	～	～
11 : 00	12 : 40	15 : 00	16 : 40	18 : 20	20 : 00

（科目個別の休講の取り扱い）

第 3 条 次の各号に該当する事由により担当教員が所定の休講申請手続きを行った場合、休講することができる。

- (1) 急な病気、怪我、事故及び入院等
- (2) 公務対応（国内外への公務出張を含む）
- (3) 発表又は役員、主催者としての運営業務を伴う学会参加
- (4) 就業規則に基づく特別休暇（忌引等）
- (5) その他、所属長がやむをえないと認めた事由

2 前項にかかわらず、教務部長が特定の科目について休講が必要と判断した場合は当該科目を休講することができる。

3 授業開始後 30 分を経過して担当教員より連絡がない場合は当該科目を休講措置とする。

（美浜キャンパスの休講基準）

第 4 条 次の各号に該当する事由が生じた場合、美浜キャンパスで開講される全ての授業を休講とする。なお、当該事由が生じた時点において、すでに開始されている授業の中止の要否は教務部長の判断による。

- (1) 知多地域のいずれかの自治体に暴風警報若しくは暴風雪警報又は大雨特別警報若しくは大雪特別警報が発出された場合。
- (2) その他教務部長が必要と判断した場合。

2 前項第 1 号に定める警報が解除された場合は、授業を再開する

3 第 1 項にかかわらず、以下の時刻において、なお警報発令が継続している場合は下表に従い該当する時限を休講とする。

発令等の時刻	休講となる時限
午前 6 時	1・2 時限
午前 10 時	3・4 時限
午後 1 時	5 時限
午後 3 時	6 時限

（半田キャンパスの休講基準）

第 5 条 次の各号に該当する事由が生じた場合、半田キャンパスで開講される全ての授業を休講とする。なお、当該事由が生じた時点において、すでに開始されている授業の中止の要否は教務部長の判断による。

- (1)知多地域のいずれかの自治体に暴風警報若しくは暴風雪警報又は大雨特別警報若しくは大雪特別警報が発出された場合。
 - (2)その他教務部長が必要と判断した場合。
- 2 前項第1号に定める警報が解除された場合は、授業を再開する。
 - 3 第1項にかかわらず、以下の時刻において、なお警報発令が継続している場合は下表に従い該当する時限を休講とする。

発令等の時刻	休講となる時限
午前6時	1・2時限
午前10時	3・4時限
午後1時	5時限
午後3時	6時限

（東海キャンパスの休講基準）

第6条 次の各号に該当する事由が生じた場合、東海キャンパスで開講される全ての授業を休講とする。なお、当該事由が生じた時点において、すでに開始されている授業の中止の要否は教務部長の判断による。

- (1)知多地域のいずれかの自治体に暴風警報若しくは暴風雪警報又は大雨特別警報若しくは大雪特別警報が発出された場合。
 - (2)その他教務部長が必要と判断した場合。
- 2 項第1号に定める警報が解除された場合は、授業を再開する
 - 3 1項にかかわらず、以下の時刻において、なお警報発令が継続している場合は下表従い該当する時限を休講とする。

発令等の時刻	休講となる時限
午前7時	1・2時限
午前10時	3・4時限
午後1時	5時限
午後3時	6・7時限

（名古屋キャンパスの休講基準）

第7条 次の各号に該当する事由が生じた場合、名古屋キャンパスで開講される全ての授業を休講とする。なお、当該事由が生じた時点において、すでに開始されている授業の中止の要否は教務部長の判断による。

- (1)名古屋市に暴風警報若しくは暴風雪警報又は大雨特別警報若しくは大雪特別警報が発出された場合。
 - (2)その他教務部長が必要と判断した場合。
- 2 項第1号に定める警報が解除された場合は、授業を再開する
 - 3 1項にかかわらず、以下の時刻において、なお警報発令が継続している場合は下

表に従い該当する時限を休講とする。

発令等の時刻	休講となる時限
午前7時	1・2時限
午前10時	3・4時限
午後1時	5時限
午後3時	6・7時限

（大規模地震に係る休講）

第8条 南海トラフ地震臨時情報等の大規模地震に関する情報が気象庁から発表された場合は、必要に応じて休講とする。

2 大津波警報・津波警報が気象庁から発表された場合は、必要に応じて休講とする。
（鉄道不通等に係る休講の取り扱い）

第9条 各キャンパスの以下の路線において、当該キャンパスへの出校が著しく困難であり、かつ学生に対する安全配慮上の問題が生じうる事象が発生した場合は、学担当副学長または教務部長判断で全面休講措置をとる場合がある。

	該当する路線
美浜キャンパス	名古屋鉄道の河和線又は知多新線
半田キャンパス	名古屋鉄道の河和線又は JR 武豊線
東海キャンパス	JR 東海、名古屋鉄道又は名古屋市営交通の地下鉄及びバス
名古屋キャンパス	名古屋市営交通の地下鉄及びバス

（所管課）

第10条 本規程は学務課が所管する。

（規程の改廃）

第11条 本規程の改廃は、大学評議会が審議し、学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、2014年4月1日より施行する。
- 2 本規程は、2015年4月1日より改正施行する。
- 3 本規程は、2016年4月1日より改正施行する。
- 4 本規程は、2019年4月1日より改正施行する。
- 5 本規程は、2025年4月1日より改正施行する。
- 6 本規程は、2026年4月1日から改正施行する。